

# 令和元年分決算・確定申告及び消費税申告相談会

## ご 案 内

決算・確定申告の日程が、下記の通り決定しましたので、ご利用ください。  
また、開催日によっては税理士さんが来ておりますので、税務などでお困りの方は、是非ご相談してください。

### 記

日 程：

| 開 催 日        | 備 考    |
|--------------|--------|
| 令和2年2月17日（月） | 税理士来館日 |
| 2月19日（水）     | 税理士来館日 |
| 2月21日（金）     |        |
| 2月25日（火）     | 税理士来館日 |
| 2月27日（木）     |        |
| 3月 2日（月）     |        |
| 3月 4日（水）     | 税理士来館日 |
| 3月 6日（金）     |        |
| 3月 9日（月）     | 税理士来館日 |

時 間：午前9時30分～11時30分、午後1時～4時（受付は3時まで）

場 所：商工会館3階 会議室

指導料金：決算及び所得税確定申告 3,000円  
消費税申告 2,000円

お持ち頂くもの

①税務署から送られてきた書類

②令和元年の帳簿関係（売上帳・仕入帳・経費帳など）又は集計表

③控除証明書のはがき（国民年金保険料の証明書・生命保険料・地震保険料・小規模企業共済掛金・国民年金基金など）

裏面もご覧ください

④国民健康保険税・介護保険料の支払金額（令和元年1月～12月までに納めた金額）  
納付確認済通知書又は、口座振替納付済書

注：市役所から郵送で来る納付書は、年の途中からとなっておりますので、その場合30年と  
令和元年の納付書をご持参ください。

⑤配偶者、扶養家族の住所・生年月日・個人番号（マイナンバー）

⑥配偶者又は扶養家族が、アルバイト等で勤務している場合は、その源泉徴収票又は、  
年間の所得金額

⑦事業主の個人番号（通知カード又は、マイナンバーカード）及び認印

※マイナンバーカードを作成していない方は、運転免許証又は健康保険証をお持ちください。

⑧国民年金及び厚生年金受給者の方は、日本年金機構から送られて来たはがき  
（源泉徴収票）

⑨自営業の他に所得（アルバイト等）がある方は、その勤務先の源泉徴収票

⑩医療を受けた人と、病院や薬局ごとにまとめた明細書又は、健康保険から届く  
医療費のお知らせ

※「医療費のお知らせ」は、10月分までの記載のため、11月・12月分の明細書

⑪平成29・30年分決算書・確定申告書及び消費税申告書（参考資料として）